

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会規則第5号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年岩手県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年岩手県条例第67号。以下「条例」という。）</p> <p>第2条第1項及び第2項第3号、第6条、第9条並びに第20条の規定に基づき、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項に規定する公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員を派遣することができる公益的法人等)</p> <p>第2条 条例第2条第1項第1号の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる法人とする。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 条例第2条第1項第5号の人事委員会規則で定めるものは、<u>一般社団法人地方税電子化協議会</u>、社会福祉法人恩賜財団済生会及び公益社団法人全国自治体病院協議会とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年岩手県条例第67号。以下「条例」という。）</p> <p>第2条第1項及び第2項第3号、第6条、第9条、<u>第10条、第19条</u>並びに第20条の規定に基づき、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。<u>以下「法」という。</u>）第2条第1項に規定する公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員を派遣することができる公益的法人等)</p> <p>第2条 条例第2条第1項第1号の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる法人とする。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p><u>(11) 公益社団法人岩手県看護協会</u></p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p><u>(17) 公益社団法人岩手県農産物改良種苗センター</u></p> <p>(18) [略]</p> <p>(19) [略]</p> <p><u>(20) 一般財団法人岩手県電気技術振興協会</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 条例第2条第1項第5号の人事委員会規則で定めるものは、<u>地方税共同機構</u>、社会福祉法人恩賜財団済生会及び公益社団法人全国自治体病院協議会とする。</p> <p>(特定法人)</p> <p><u>第7条 条例第10条の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる法人とする。</u></p> <p><u>(1) 三陸鉄道株式会社</u></p> <p><u>(2) アイジーアールいわて銀河鉄道株式会社</u></p> <p><u>(報告)</u></p> <p>第8条 任命権者は、毎年5月末日までに、前年の4月1日に</p>

始まる年度内において退職派遣者（法第10条第2項に規定する退職派遣者をいう。以下同じ。）が在職する特定法人（同条第1項に規定する特定法人をいう。以下同じ。）、特定法人において業務に従事すべき期間、特定法人における処遇の状況等及び退職派遣者であって当該年度内に職員として採用されたものの採用後の処遇の状況等を人事委員会に報告するものとする。

(補則)

第7条 [略]

(補則)

第9条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。